

2015年3月23日

**金融庁に登録していない事業者との「FX取引」や
「バイナリーオプション取引」等にご注意を！**

昨今、金融庁に金融商品取引法上の登録（※）を受けていない事業者（以下 無登録事業者）との「FX取引」や「バイナリーオプション取引」等（以下 FX取引等）にかかるトラブルが発生しております。

（※）日本国内居住者に対してFX取引等を行う場合、事業者は金融庁に対して金融商品取引法上の登録が必要です。（海外事業者も同様）

お客さまにおかれましては、トラブルに巻き込まれないよう、「必ず金融商品取引法上の登録有無を確認する」「無登録事業者とは一切関わらない」など、FX取引等を行う際は、お客さまご自身でご注意いただきますようお願い申し上げます。

金融商品取引法上の登録有無につきましては、以下のURLよりご確認ください。

- 免許・許可・登録等を受けている事業者一覧（金融庁WEBサイト）
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>
- 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について（金融庁WEBサイト）
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>
- 悪質な投資勧誘にご注意ください！（関東財務局WEBサイト）
<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pageknthp001000005.html>

以上